

### 【意見】

市政モニターに一度応募した者は応募できないと聞きますが、一度応募した者でも10年を経過した者や在住は市外でも勤務場所が市内であれば準市民として受け入れていく必要があると考えます。条件として初回者を優先することを含めることも一方法かと考えます。

男：50代：沼田市在住

### 【回答】

市政モニター制度は、身近な問題などについて、意見をお伺いし、それを市政の参考にしていきたいということで毎年行っております。定数は、「沼田市市政モニター設置要項」で15人以内と定められており、定数に満たない年もありますが、できるだけ多くの人からご意見をお伺いしたいということで一度応募された方にはご遠慮していただいております。

10年を経過した人の委嘱や市内に勤務する人については今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

担当：総務部秘書課